

日本語版自己記入式・簡易抑うつ症状尺度 (Quick Inventory of Depressive Symptomatology : QIDS -J)

1.寝つき

- 0. 問題ない（または、寝付くのに30分以上かかったことは一度もない）
- 1. 寝つくのに30分以上かかったこともあるが、一週間の半分以下である
- 2. 寝つくのに30分以上かかったことが、週の半分以上ある
- 3. 寝つくのに60分以上かかったことが、（1週間の）半分以上ある

2.夜間の睡眠

- 0. 問題ない（夜間に目が覚めたことはない）
- 1. 落ち着かない、浅い眠りで、何回か短く目が覚めたことがある
- 2. 毎晩少なくとも1回は目が覚めるが、難なくまた眠ることができる
- 3. 毎晩1回以上目が覚め、そのまま20分以上眠れないことが、（1週間の）半分以上ある

3.早く目が覚めすぎる

- 0. 問題ない（または、ほとんどの場合、目が覚めるのは、起きなくてはならない時間の、せいぜい30分前である）
- 1. 週の半分以上、起きなくてはならない時間より30分以上早く目が覚める
- 2. ほとんどいつも、起きなくてはならない時間より1時間早く目が覚めてしまうが、最終的にはまた眠ることができる。
- 3. 起きなくてはならない時間よりも1時間以上早く起きてしまい、もう一度眠ることができない

4.眠りすぎる

- 0. 問題ない（夜間、眠りすぎることはなく、日中に昼寝をすることもない）
- 1. 24時間のうち、眠っている時間は、昼寝を含めて10時間ほどである
- 2. 24時間のうち、眠っている時間は、昼寝を含めて12時間ほどである
- 3. 24時間のうち、昼寝を含めて12時間以上眠っている

5.悲しい気持ち

- 0. 悲しいとは思わない
- 1. 悲しいと思うことは、半分以下の時間である
- 2. 悲しいと思うことが半分以上の時間ある
- 3. ほとんどすべての時間、悲しいと感じている

6.食欲低下

- 0. 普段の食欲とかわらない、または、食欲が増えた
- 1. 普段よりいくぶん食べる回数が少ないか、量が少ない
- 2. 普段よりかなり食べる量が少なく、食べるよう努めないといけない
- 3. まる1日（24時間）ほとんどのものを食べず、食べるのは極めて強く食べようと努めたり、誰かに食べるよう説得されたときだけである

7.食欲増進

- 0. 普段の食欲とかわらない、または、食欲が減った
- 1. 普段より頻回に食べないといけなように感じる
- 2. 普段とくらべて、常に食べる回数が多かったり、量が多かったりする
- 3. 食事の時も、食事と食事の間も、食べ過ぎる衝動にかられている

8.体重減少(最近2週間で)

- 0. 体重は変わっていない、または、体重は増えた
- 1. 少し体重が減った気がする
- 2. 1キロ以上やせた
- 3. 2キロ以上やせた

9.体重増加(最近2週間で)

- 0. 体重は変わっていない、または、体重は減った
- 1. 少し体重が増えた気がする
- 2. 1キロ以上太った
- 3. 2キロ以上太った

10.集中力/決断

- 0. 集中力や決断力は普段とかわりない
- 1. ときどき決断しづらくなっているように感じたり、注意が散漫になるように感じる
- 2. ほとんどの時間、注意を集中したり、決断を下すのに苦労する
- 3. ものを読むこともじゅうぶんにできなかつたり、小さなことですら決断できないほど集中力が落ちている

11.自分についての見方

- 0. 自分のことを、他の人と同じくらい価値があって、援助に値する人間だと思う
- 1. 普段よりも自分を責めがちである
- 2. 自分が他の人に迷惑をかけているとかなり信じている
- 3. 自分の大小の欠陥について、ほとんど常に考えている

12.死や自殺についての考え

- 0. 死や自殺について考えることはない
- 1. 人生が空っぽに感じ、生きている価値があるかどうか疑問に思う
- 2. 自殺や死について、1週間に数回、数分間にわたって考えることがある
- 3. 自殺や死について1日に何回か細部にわたって考える、または、具体的な自殺の計画を立てたり、実際に死のうとしたりしたことがあった

13.一般的な興味

- 0. 他人のことやいろいろな活動についての興味は普段と変わらない
- 1. 人々や活動について、普段より興味が薄れていると感じる
- 2. 以前好んでいた活動のうち、一つか二つのことにしか興味がなくなっていると感じる
- 3. 以前好んでいた活動に、ほとんどまったく興味がなくなっている

14.エネルギーのレベル

- 0. 普段のエネルギーのレベルと変わらない
- 1. 普段よりも疲れやすい
- 2. 普段の日常の活動(例えば、買い物、宿題、料理、出勤など)をやり始めたり、やりとげるのに、大きな努力が必要である
- 3. ただエネルギーがないという理由だけで、日常の活動のほとんどが実行できない

15.動きが遅くなった気がする

- 0. 普段どおりの速さで考えたり、話したり、動いたりしている
- 1. 頭の動きが遅くなっていたり、声が単調で平坦に感じる
- 2. ほとんどの質問に答えるのに何秒かかかり、考えが遅くなっているのがわかる
- 3. 最大の努力をしないと、質問に答えられないことがしばしばである

16.落ち着かない

- 0. 落ち着かない気持ちはない。
- 1. しばしばそわそわしていて、手をもんだり、座り直したりせずにはいられない
- 2. 動き回りたい衝動があって、かなり落ち着かない。
- 3. ときどき、座っていられなくて歩き回らずにはいられないことがある

(以上です)

氏名：

実施日：

年

月

日

合計：

4. 子どもに対する評価尺度

ここでは、長期のトレーニングを受ける必要がなく、説明の冊子を熟読するか簡単なトレーニングを受けるだけで使用できるツールを紹介します。しかし、これらのツールはそれだけで診断ができるものではありません。診断が必要な時には専門家に相談しましょう。

1) 発達検査（市販されている検査）

デンバー式発達スクリーニング検査

子どもの発達の通過時期をもとに、どの項目が年齢に比較して遅れているかを判断できる比較的簡便なスクリーニング検査です。

KIDS乳幼児発達スケール

質問項目をできるかどうかを親に聞くことで、発達段階を判断するスケールです。

津守・稲毛式乳幼児精神発達診断法

KIDSと同様に質問項目ができるかどうかで判断する発達診断法です。

2) 行動による評価尺度

CBCL（Child Behavior Checklist）子どもの行動チェックリスト

世界的に最も使われている行動チェックリストです。子どもの行動を親がチェックすることにより子どもの精神的な状態を把握しようとするものです。日本でも標準化されています。

3) トラウマのチェックリスト

子どものトラウマ評価尺度

フレッチャーにより開発された子どものトラウマ症状に対するチェックリストです。親がチェックするようになっています。日本語訳が出ています。

4) うつのチェックリスト

CDI（Child Depression Inventory）

コヴァクにより開発された子どものうつのチェックリストです。子ども自身がチェックする自記式のもので、日本でも比較的よくつかわれています。

CDRS（Child Depression Rating Scale）

成人用のHamilton Rating Scale for Depression の子ども版で、親がつけるチェックリストです。

5) 解離のチェックリスト

CDC（Child Dissociation Checklist）

パトナムによって開発された子どもの解離尺度です。いくつかの日本語訳が出ています。

6) 総合評価票

主として児童相談所で使用するために開発された評価表です。子ども自身、家族、地域の評価からなり、各年齢に対して障害・保健相談版および養護・虐待・育成・非行相談版に分かれています。養護・虐待・育成・非行相談版はDV被害を受けた子どもの評価にも応用できるものです。

参考文献

心的トラウマの理解とケア（2000）じほう

児童自立支援計画研究会編 子ども・家族への支援計画を立てるために～子ども自立支援計画ガイドライン～ 日本児童福祉協会
（2005）

第5章

DV被害者支援機関の 機能と役割

DV被害者の支援に関するガイドライン作成に関する研究



1. 主な被害者支援機関

DV被害者の支援機関として以下に掲げていますが、それぞれの機関には設置目的があり、支援対象や制度の内容が異なり、DV被害者を支援するための連携においても、立場や役割、機能はさまざまです。また、被害者のニーズも個別の状況により当然異なります。

しかしながら、配偶者からの暴力被害の状況や、DVが被害者や子どもに与える影響など基本的に理解すべき内容について、連携する関係機関で共有することは重要です。そのため、被害者を支援するための関係機関のネットワークを推進するにあたり、各機関の担当者の研修や事例検討会議でのスーパービジョンは不可欠です。

被害者を支援する機関の担当者として、共通して必要なことを以下に示します。

- 1 被害者の安全を確保するため、被害者の居住地等の情報の管理を徹底すること。
- 2 配偶者等から各機関に対して、被害者の居場所の問い合わせや抗議があった場合には、「相談を受けたかどうかも含めて、いっさいお答えできません」と対応することを、組織として決定しておくこと。
- 3 配偶者が刑罰法令に違反することがあれば、警察に通報するなど協力を求めること。
- 4 DV被害者を支援するにあたっては、担当者への支援、メンタルヘルスケアが必要になることを職場全体で理解し、担当者が一人で抱え込まなくて良いように、組織として対応していくこと。管理的立場にある者はとくに留意すること。
- 5 1つの機関で被害者を支援することは困難であることから、被害者の同意を得ながら関係機関との連携を積極的にとること。

関係機関の連携会議が被害者にとって意義のある会議にするために、それぞれの担当者が留意すべき点は以下のとおりです。

- 1 被害者本人の生き方の理解を深めること
- 2 「被害者本人のニーズは何か」を共有すること
- 3 それぞれの立場から設定した目標に基づいて自分の業務を果たすための調整を行うのではなく、「被害者本人の何を支援するのか」という支援目標を関係機関で共有すること
- 4 被害者本人に対し、支援のプロセスを説明できるようにすること

次ページより、それぞれの機関ごとに、その主な役割、主な設置主体、設置やDV被害者支援の法的根拠、DV被害者に対する支援機能、他の機関が連携するときの留意点を示します。連携をとっていく際の参考にしてください。

1 配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）

<p>主たる役割</p>	<p>DV防止法に基づき都道府県及び市町村に設置されている相談機関。</p> <p>①被害者からの相談に応じ、または他の相談機関を紹介する。</p> <p>②被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的援助等を行う。</p> <p>③被害者及び同伴する家族の緊急時における安全の確保及び一時保護を行う。（一時保護は婦人相談所のみ）</p> <p>④被害者の自立を支援するため、就業や住宅の確保、福祉制度等の利用について情報提供、助言、関係機関との連絡調整を行う。</p> <p>⑤保護命令制度の利用について、情報提供、助言、関係機関への連絡等の支援を行う。</p> <p>⑥被害者が居住できる施設（シェルター等）の利用について、情報提供、助言、関係機関への連絡等の支援を行う。</p>
<p>設置主体</p>	<p>都道府県及び市町村（運営を民間団体に委託することができる）</p>
<p>法的根拠</p>	<p>DV防止法第3条</p>
<p>DV被害者に対する支援機能</p>	<p>①被害者が自分の受けている暴力がDVであることに気づき、相談し、支援の情報を得られるよう、DVセンターの存在の周知を図る。</p> <p>②電話相談だけでなく、夜間休日相談等被害者がアクセスしやすいように相談体制を整備し、DVの理解と被害の影響や支援手法に熟知した相談担当者が継続して支援する。</p> <p>③被害者の主体性を尊重し、被害者の体験や感情を尊重する。</p> <p>④関係機関と緊密に連携しながら、被害者の安全確保を最優先する。</p> <p>⑤被害者及び同伴する家族の緊急時における安全の確保を行う。具体的には、婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合被害者等を適当な場所にかくまい、避難場所を提供する、婦人相談所まで同行支援する、警察と連携を図って被害者の保護を図る。</p> <p>⑥被害者及び同伴する家族の一時保護の利用を支援する。</p> <p>⑦保護命令制度の利用について情報提供及び助言を行うとともに、裁判所や警察と連携し保護命令発令後の支援を行う。</p> <p>⑧自立に向けて、福祉施設の利用や生活保護、就労支援や住宅確保等制度の利用について、関係機関の生きた情報を提供するとともに、関係機関との連絡調整を行う。相談を受けたことを証明し、各種制度を利用しやすくする。事案に応じ、関係機関への同行支援を行い、被害者の負担軽減と、手続きの円滑化を図る。</p> <p>⑨支援にかかわる関係機関職員の、DV被害者の置かれた状況についての理解を促進し、被害者の二次的被害をなくすため、啓発及び研修を行う。</p> <p>⑩DV被害者の子どもの虐待のリスクについて把握し、必要に応じて適切な支援が実施されるよう児童相談所と連携を図る。</p> <p>⑪裁判所から保護命令の発令通知を受けた場合は、速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合にはその親族等へ連絡することなど保護命令発令後の留意事項について情報提供を行う。被害者の安全確保について警察と連携する。</p> <p>⑫医療保険、年金等の手続きに係る「証明書」を発行する。または婦人相談所に「証明書」の発行を依頼する。</p>
<p>他の機関が連携する際の留意点</p>	<p>DVセンターは、被害者の意思に反して支援することはできないこと、被害者の主体性を尊重することによって被害者がエンパワメントされ、自ら生き方を選択できるよう支援する機関であることを理解する。</p>

2 婦人相談所

<p>主たる役割</p>	<p>売春防止法に基づき都道府県に設置されている相談機関 配偶者暴力相談支援センターの役割すべてに加え、以下の役割を果たす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①保護が必要な女性の相談に応じる。 ②保護が必要な女性及びその家庭について、必要な調査を実施し、医学的、心理学的、職能的アセスメントを行い、支援する。 ③保護が必要な女性の一時保護を行う。 ④人身取引被害者の保護
<p>設置主体</p>	<p>都道府県</p>
<p>法的根拠</p>	<p>売春防止法第34条、DV防止法第3条</p>
<p>DV被害者に対する支援機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①被害者の一時保護を適切に行い、関係機関と連携し、被害者及び同伴する家族の安全の確保を行う。 ②医師や心理職が配置されていることから、被害者の必要に応じて医学的、心理学的診断を行い、心身の健康回復に向けた支援を行う。 ③一時保護後の生活への支援について、被害者の必要に応じて、地域の関係機関への連絡調整を行う。 ④婦人保護施設への入所が必要な被害者について、入所の手続きを行い、婦人保護施設と連携し、自立に向けた支援を行う。 ⑤各都道府県におけるDVセンターの中核として、各DVセンターの連絡調整を行う。 ⑥他の都道府県の婦人相談所からの依頼に応じて、被害者の一時保護及び自立支援の連絡調整の窓口となる。 ⑦医療保険、年金等の手続きに係る「証明書」を発行する。
<p>他の機関が連携する際の留意点</p>	<p>DVセンターである婦人相談所が一時保護所を併設している場合、被害者の安全確保のため、所在地等の情報を適切に管理すること。</p>

3 婦人相談員

<p>主たる役割</p>	<p>①婦人相談員は都道府県知事又は市長から委嘱され、婦人相談所、福祉事務所等に配置されている。</p> <p>②保護を必要とする女性の発見、相談、指導等を行うこと及びDV被害者の相談に応じ、必要な指導を行う。</p> <p>③被害者からの電話相談や来所相談に応じ、必要な助言・指導を行う。</p> <p>④業務に関して必要な事項について、婦人相談所長又は担当区域を所管する福祉事務所長に随時報告又は通知し、市の婦人相談員にあつては、常時婦人相談所長と緊密な連携をとる。</p> <p>⑤被害者の自立の促進、保護命令制度の利用、保護施設の利用等についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整等DV防止法第3条第3項各号に規定されている業務について中心的役割を担う。</p>
<p>設置主体</p>	<p>都道府県知事及び市長</p>
<p>法的根拠</p>	<p>売春防止法第35条、DV防止法第4条</p>
<p>DV被害者に対する支援機能</p>	<p>①被害者からの訴えに耳を傾け、被害者の置かれた状況を十分に理解するよう努める。</p> <p>②被害者の家族状況、相談内容等については秘密を守ることを伝える。</p> <p>③被害者の心身の疲労、配偶者や子どもへの複雑な心情等を理解しまた受け止めながら支援を行う。</p> <p>④相談の内容に応じて医学的判定、心理学的判定等ができる専門機関を紹介する。</p> <p>⑤就業について、公共職業安定所や職業訓練機関等を紹介する。</p> <p>⑥当面の生活費や医療費等に対応するため生活保護、各種福祉資金の貸付等や関係機関を紹介する。</p> <p>⑦一時保護や各種社会福祉施設の利用について情報提供を行う。</p> <p>⑧障害、高齢、外国籍等、被害者の態様に応じてきめ細かな支援を行う。</p> <p>⑨子どもがいる場合は、子どもの生活、就学等について、関係機関と連携して支援を行う。</p> <p>⑩必要に応じて保護命令制度の利用や被害届について情報提供し、具体的な利用の仕方等を説明する。</p> <p>⑪婦人相談員はDVについての理解を十分深め、被害者に二次的被害を与えることのないように、対応に十分留意する。</p> <p>⑫所属長が医療保険、年金等の手続に係る「証明書」を発行する。または婦人相談所に「証明書」の発行を依頼する。</p>
<p>他の機関が連携する際の留意点</p>	

4 福祉事務所

<p>主たる役割</p>	<p>社会福祉法に基づき条例で設置された福祉に関する事務所。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生活保護法に定める援護 ②児童福祉法に定める育成（助産の実施、母子生活支援施設への入所） ③母子及び寡婦福祉法に定める援護 ④DV防止法に定める、被害者の自立を支援するために必要な上記などの措置を講ずるよう努める。
<p>設置主体</p>	<p>都道府県及び市（特別区を含む） なお、町村は設置することができる</p>
<p>法的根拠</p>	<p>DV防止法第8条の3、社会福祉法第14条、生活保護法第19条、児童福祉法第22条、第23条、母子及び寡婦福祉法第9条</p>
<p>DV被害者に対する支援機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①被害者が各種制度の利用の申請にいたるまでに、暴力被害の影響を受けながらも配偶者との関係を見直し、暴力のない新たな生活を選択しようと決意をしたプロセスがあることを理解する。 ②被害者はそれぞれ状況が異なり、これまでの居住地から全く離れた地域での生活を選択することもあれば、子どものことやサポートしてくれる友人知人のいるこれまで生活してきた地域にとどまることもあることを理解する。 ③各種手続きに必要な住民票の写しなどの書類について、身の安全が脅かされるため準備できない被害者もあり、その場合は状況を確認し、判断する。 ④被害者の二次的被害を防ぐため、本人の了解を得られた場合は、幾度も同じ話を訊くことなどがないうよう、福祉事務所の担当者間で情報を共有する（ワンストップ制度を参照）。その際、配偶者側に情報が漏れないよう、十分に注意する。
<p>他の機関が連携する際の留意点</p>	<p>それぞれの制度には、目的と対象者が定められていることを知識として持った上で、担当者に、被害者の状況が理解され、支援の方向が共有できるよう連携を密にとる。</p>

5 児童相談所

主たる役割	①児童及び妊産婦の福祉に関して、市町村が行う実情の把握、情報提供、相談等の業務の実施について、連絡調整及び援助等を行う。 ②児童に関する家庭や関係機関からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じる。 ③児童及び家庭について、必要な調査を実施し、医学的、心理学的、教育的、社会学的、精神保健上の判定を行う。 ④児童及びその保護者に対し、必要な指導を行う。 ⑤児童の一時保護を行う。 ⑥児童を里親に委託し、児童福祉施設に入所させる措置をとる。
設置主体	都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市
法的根拠	児童福祉法第12条、児童虐待防止法
DV被害者に対する支援機能	①児童虐待防止法により、児童が同居する家庭においてDVにより児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことは児童虐待である、と明記されている。DV加害者が被害者や子どもに与える影響について十分に理解し、被害者や子どもが受けてきた被害の回復に向けた対応について関係機関と連携する。 ②また、児童虐待の通告を受けた家庭において、子どもの安全確認を行うとともに、配偶者からの暴力の存在が確認できた場合には、DVセンター等被害者を支援する機関と連携しながら家族関係についての的確にアセスメントを行い、必要に応じて介入する。
他の機関が連携する際の留意点	児童相談所が、子どもの安全確保を第一に考え、親権者の意に反しても子どもを一時保護する権限のある機関であることを理解する。（「児童虐待」と「配偶者からの暴力」への対応について 参照）

(参考) 「児童虐待」と「配偶者からの暴力」への対応について

児童虐待と配偶者からの暴力は、同時に起こることが多いと指摘されています。加害者が配偶者に暴力をふるうと同時に、子どもも暴力の対象としたり、子どもが親の暴力に巻き込まれたりすることがあります。直接子どもが暴力を受けなくても親の暴力を目撃することで深刻な心理的虐待を受ける場合もあります。また、暴力を受けた被害者が、暴力被害の心的外傷の結果子どもを虐待する場合もあります。

児童虐待への対応と、配偶者からの暴力への対応を以下に示します。それぞれの対応・支援の対象や方法の違いに留意し、関係機関同士が密接に連携をとることが必要です。

	児童虐待への対応	配偶者からの暴力への対応
対応の根拠	児童福祉法 児童虐待防止法	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
通告	児童虐待を受けたと思われる児童の発見者は通告する義務がある	被害者を発見した者は通報するよう努めなければならない(ただし被害者の意思を尊重)
立入調査	都道府県が立入調査できる	制度がない
一時保護の実施機関	各児童相談所	婦人相談所(各都道府県に1ヶ所)
一時保護対象者	児童(18歳未満)	被害者及び同伴する家族
一時保護を決定する判断基準	児童の安全が守られるか (親権者の同意が得られない場合も職権で保護できる)	被害者の安全が守られるか (ただし被害者の意思を尊重)
児童の一時保護の通知の取扱い	児童を一時保護した旨を親権者に通知(親権者が暴力加害者であっても)	被害者とともに児童が一時保護された場合、児童の親権者に通知しない
法的対応	<ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所が親権者の意に反して施設入所措置を採る場合には家庭裁判所の承認を得て行う ●親権喪失宣告の請求について児童相談所長も行うことができる など	<ul style="list-style-type: none"> ●身体的暴力及び脅迫を受けた被害者の申立てにより、地方裁判所は配偶者に保護命令を発令することができる ●被害者の同居する子どもへの接近禁止命令も併せて発令することができる ●加えて、被害者の親族等への接近禁止命令を併せて発令することができる ●電話等禁止命令を併せて発令することができる。

6 母子生活支援施設

<p>主たる役割</p>	<p>①配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させる。 ②入所した、これらの者を保護する。 ③これらの者の自立の促進のためにその生活を支援する。支援にあたっては、それぞれの生活状況を尊重し、個別の自立支援計画を作成し、就労、家庭生活、子どもの養育に関する相談や助言を行う。 ④あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。</p>
<p>設置主体</p>	<p>都道府県、市町村、社会福祉法人</p>
<p>法的根拠</p>	<p>児童福祉法第23条、第38条</p>
<p>DV被害者に対する支援機能</p>	<p>①関係機関と連携をとりながら、配偶者の追及の危険のある母親と子ども等の安全を確保する。 ②それぞれの母親や子どもが加害者から受けてきた被害の影響を理解し、受けとめながら、医療機関との連携や心理的ケアを行うなど心身の健康の回復に向けた支援を行う。 ③母子の生活基盤の安定を図るとともに、その自立を支援するため、関係機関と連携をとり、各種制度の情報提供や利用に向けた支援を行う。 ④子どもの保育により母親の養育負担の軽減を図るとともに、子どもがあらわす問題行動等への対応について、関係機関を紹介するなど母親を支援する。 ⑤配偶者からの暴力の影響等から、母親が子どもの養育において困難を感じたり、場合によっては虐待者になる可能性があることを理解し、母子関係や子どもの状況を十分把握し、必要に応じて関係機関の協力を得る。母子を支援する立場にあっても、児童虐待を早期発見し、通告する義務があることを自覚する。</p>
<p>他の機関が連携する際の留意点</p>	

7 婦人保護施設

<p>主たる役割</p>	<p>①DV被害女性の申請後、都道府県婦人相談所の決定により、被害女性及び同伴する家族の保護を行う。</p> <p>②DV被害女性以外の保護を必要とする女性については、女性の申請後、売春防止法の規定により、都道府県婦人相談所の決定により、被害女性の保護を行う。</p> <p>③利用者の自立を促進するため、一人一人の自立支援計画を作成し、それぞれの生活状況やニーズに応じて支援する。</p>
<p>設置主体</p>	<p>都道府県、市町村、社会福祉法人</p>
<p>法的根拠</p>	<p>DV防止法第5条、売春防止法第36条</p>
<p>DV被害者に対する支援機能</p>	<p>①関係機関と連携をとりながら、配偶者の追及の危険のある被害女性等の安全を確保する。</p> <p>②それぞれの被害女性が加害者から受けてきた被害の影響を理解し、受けとめながら、医療機関との連携や心理的ケアを行うなど心身の健康の回復に向けた支援を行う。</p> <p>③利用者の生活基盤の安定を図るとともに、その自立を支援するため、関係機関と連携をとり、各種制度の情報提供や利用に向けた支援を行う。</p> <p>④DV防止法の規定により、被害女性だけでなくその同伴する家族も保護することができる。</p>
<p>他の機関が連携する際の留意点</p>	

8 民間シェルター

<p>主たる役割</p>	<p>①民間シェルターは、民間団体等が自主的に運営し、被害者及びその家族の保護・支援を行っている。</p> <p>②被害者の一時保護は婦人相談所が自ら行うほか、厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うが、民間シェルターはその中心的な役割を担っている。</p> <p>③民間シェルターは一時保護委託を受ける場合のほか、それぞれのシェルターで独自に被害者の保護を行っている。</p> <p>④またその活動として、被害者の保護のほか、被害者の自立支援・生活再建に向けたさまざまな取り組みを行っている。</p>
<p>設置主体</p>	<p>NPO法人等</p>
<p>法的根拠</p>	
<p>DV被害者に対する支援機能</p>	<p>①被害者や関係者の安全を図るため、ほとんどのシェルターは所在地等の情報を非開示としている。</p> <p>②被害者やその同伴する家族を保護する。</p> <p>③一時保護委託を受けていない施設では、宿泊費等の利用料が必要である。</p> <p>④生活再建のために半年程度を目処に利用できる中間施設（ステップハウス）を運営するシェルターが増えつつある。</p> <p>⑤当面の生活資金、就労、子どもの就学、家事等、被害者が抱える生活上の様々な課題について相談を受ける。</p> <p>⑥通院や各種手続きに付き添うなど、被害者が安心できるよう身近なところで援助を行う。</p> <p>⑦外国語に堪能なスタッフがいるなど、それぞれのシェルターは支援機能に特徴を持っている。</p> <p>⑧被害者同士が自助グループを組織して活動する際に、その支援を行う。</p> <p>⑨生活資金、転宅の費用、子どもの養育費用、就労準備のための費用など、生活再建に必要な資金を貸付けるなどの活動を行う。</p> <p>⑩婦人相談所など関係機関と連携して被害者の支援を行う。</p> <p>⑪スタッフに対する研修を十分に行うなど、被害者への支援、対応の充実に留意する。</p>
<p>他の機関が連携する際の留意点</p>	<p>保護されている被害者及びシェルター関係者の安全を確保するため、所在地等の情報を漏らさないこと。</p>

9 医療機関

主たる役割	<p>①医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持のため、医師等の医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき、医療を受ける者の心身の状況に応じて行われる。</p> <p>②国民自らの健康の保持増進のための努力を基礎として、医療を受ける者の意向を十分に尊重し、病院等医療提供施設、居宅等において、医療提供施設の機能に応じ、効率的にかつ福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ提供する。</p>
設置主体	都道府県、市町村、厚生労働大臣の定める者、医療法人
法的根拠	医療法 DV防止法第6条
DV被害者に対する支援機能	<p>①医師その他の医療関係者は、その業務を行うにあたり、配偶者からの暴力によって負傷したり疾病にかかったりしたと認められる者を発見したときは、DVセンター又は警察官に通報することができる。この場合、被害者の意思を尊重するように努める。刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、通報することを妨げると解釈してはならない。</p> <p>②医師その他の医療関係者は、その業務を行うにあたり、配偶者からの暴力によって負傷したり疾病にかかったと認められる者を発見したときは、DVセンター等の利用について情報提供する。</p>
他の機関が連携する際の留意点	

10 市町村

配偶者暴力相談支援センター、婦人相談員、福祉事務所、児童相談所と重複する機能・役割は除きます。

※市町村は基礎的自治体として、高齢者、障害者、外国人、子ども、低所得者等への広範な支援をになっており、役割・機能とも、ここに掲げているものに限定されません。

<p>主たる役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①国民健康保険の実施 ②国民年金の実施 ③被害者と同居する子どもの就学 ④住民基本台帳の閲覧等の制限 ⑤児童手当の受給資格者の認定、支給 ⑥児童扶養手当の受給資格者の認定、支給 ⑦保育の実施 ⑧児童家庭相談に応じること ⑨ひとり親家庭・母子家庭への各種の支援 ⑩啓発活動 ⑪多様な問題に対する相談窓口
<p>設置主体</p>	<p>市町村</p>
<p>法的根拠</p>	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針</p>
<p>DV被害者に対する支援機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①市町村の行う国民健康保険においては、事実上の住所及び他の公的医療保険に加入していないことの確認により、配偶者とは別の世帯として、国民健康保険に加入することが可能であることから、被害者の相談に応じる。婦人相談所等が発行する「証明書」や保護命令に係る書類に基づき手続をとる。 ②被害者が国民年金の第3号被保険者（会社員、公務員などの被扶養配偶者）であって、当該被害者がその配偶者の収入により生計を維持しなくなった場合は、第3号被保険者から第1号被保険者となる手続きについて、被害者の相談に応じる。婦人相談所等が発行する「証明書」や保護命令に係る書類に基づき手続をとる。 ③被害者の前住所地の市町村は、配偶者暴力相談支援センター等と連携し、被害者と子どもの転出先や転校先等の情報を適切に管理する。 ④被害者の現住所地の市町村は、配偶者暴力相談支援センター等と連携し、被害者と子どもの現住所や在籍校等の情報を適切に管理する。 ⑤配偶者からの暴力及びストーーカー行為等の被害者を保護するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付について、加害者からの請求等不当な目的により利用されることを防止する。このような支援措置は被害者から申出を受け、その必要性について警察等の意見を聴き確認した後、実施する。また、原則非公開となっている外国人登録原票については、その写しの請求等に際し身分を証明する書類の提示を求めると請求者が同居の親族等に該当することを厳格に確認することにより、避難をしている被害者の情報を保護し、安全を確保する。 ⑥子どもとともに避難している被害者について、児童手当について配偶者から受給事由消滅届が提出されていなくても一定の要件を満たす場合には、被害者の請求に基づき支給が可能となるよう、適切な措置を行う。 ⑦子どもとともに避難している被害者について、児童扶養手当の支給に関する相談に応じ、適切な措置を行う。

<p>DV被害者に対する 支 援 機 能</p>	<p>⑧保育所へ入所する子どもを選考する場合に、母子家庭等の子どもについて保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を行う。また、保護者が休職中であっても保育所への申し込みが可能であること、戸籍及び住民票に記載がない子どもであっても、居住している市町村において保育所への申し込みが可能であること、被害者が配偶者の元から避難したことにより世帯の負担能力に著しい変動が生じ費用負担が困難と認められた場合にはその個々の家計の収入の実態を踏まえた適切な保育料を徴収すること等、被害者に必要な情報を提供し、適切な措置を行う。</p> <p>⑨児童家庭相談においては、児童虐待の早期発見、安全確認等適切な対応を行うとともに、児童の同居する家庭における配偶者からの暴力について発見した場合も関係機関と連携し、その家庭への支援を開始する。</p> <p>⑩市町村単独事業として、シェルターの設置・運営を行う自治体もある。</p> <p>⑪市町村単独事業として、医療費、生活資金、家賃等の助成を行う自治体もある。</p>
<p>他の機関が連携する 際 の 留 意 点</p>	<p>被害者に子どもがおりその家庭への支援が必要な場合、その市町村が設置する「要保護児童対策地域協議会」の調整機関と連携し、協議会の事例検討会議において関係機関と情報交換し、その家庭への支援について協議することも考慮する。</p>

11 民生委員・児童委員

主たる役割	<p>①民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める。</p> <p>②民生委員は児童委員に充てられたものとし、児童及び妊産婦について、その生活状況を把握し、サービス等必要な情報提供、援助するとともに、関係機関と連携し、その事業を支援する。</p>
委 嘱 者	<p>都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣が委嘱する。</p> <p>市町村の区域に置く。</p>
法 的 根 拠	<p>民生委員法第1条、児童福祉法第16条</p>
DV被害者に対する支援機能	<p>①配偶者からの暴力を受けている者を発見した場合は、DVセンター又は警察官に通報する。</p> <p>②必要に応じて地域の被害者からの相談に応じるとともに、市町村や関係機関と連携しながら、必要な情報提供等の支援を行う。</p>
他の機関が連携する際の留意点	

12 社会保険事務所

主たる役割	<ul style="list-style-type: none"> ①医療保険のうち、健康保険及び船員保険の保険者として、被保険者、被扶養者の適用に関する業務を行う。 ②厚生年金保険、国民年金及び船員保険の保険者として、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付に関する業務を行う。
設置主体	国
法的根拠	健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法、船員保険法
DV被害者に対する支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ①健康保険および船員保険において、被扶養者と被保険者が生計維持関係になければ、被扶養者から外れる手続きについて、被害者の相談に応じる。 ②国民年金、厚生年金保険及び船員保険に関し、被害者が国民年金原簿等に記載されている住所等が配偶者に知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いについて、被害者の相談に応じる。 ③配偶者からの暴力が原因で被害者が避難している間に、配偶者が死亡し被害者が遺族年金の裁定請求を行う場合には、裁定請求の際、被害者の相談に応じる。
他の機関が連携する際の留意点	